

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
司会（小森谷 課長）	<p>【平成30年度第2回環境審議会】</p> <p>1. 開会</p> <p>皆さま、こんにちは。 本日は、お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。 ただいまより、平成30年度第2回久喜市環境審議会を開会させていただきます。</p> <p>私は、本日の司会・進行を努めさせていただきます、環境課長の小森谷と申します。よろしく願いいたします。 それでは、出席委員につきましてご報告いたします。 ただいまの出席委員は11人でございまして、定員15人の1/2を超えております。</p> <p>久喜市環境審議会条例施行規則第3条第2項の規定に基づき、本日の会議は成立しておりますことをご報告いたします。 なお、傍聴者につきましては、おりませんことをご報告いたします。</p> <p>早速ですが次第に従いまして、進めさせていただきたいと思っております。</p> <p>また次第でございますが、事前に送付いたしましたが、本日お配りさせていただきましたものと差し替えさせていただきたいと思っております。</p>
司会（小森谷 課長） 佐藤会長	<p>2. あいさつ</p> <p>それでは、佐藤会長からごあいさつをお願いします。</p> <p>皆さまこんにちは。 大変風が強い中ご出席いただきましてありがとうございます。 本日は風が強い中、外で現地視察ということでよろしく願いします。</p> <p>また、答申も行う予定ですので、現地視察が終わりましたら皆様の意見を頂戴したいと思いますのでよろしく願いします。</p>
司会（小森谷 課長）	<p>3. 現地確認</p> <p>ありがとうございました。 続きまして、次第の3、現地確認でございます。 市役所1階にバスをご用意しておりますので、移動をお願いしま</p>

	<p>す。</p> <p>また、こちらの部屋には戻ってまいりますので、貴重品だけお持ちいただき、荷物についてはこちらに置いていただくような形をお願いします。</p>
司会（小森谷課長）	<p>4 審 議</p> <p>現地確認、大変お疲れ様でした。 ありがとうございました。 それでは続きまして、次第の4、審議でございます。 会議の進行につきましては、久喜市環境審議会条例施行規則第3条第1項の規定に基づきまして、会長に議長をお願いしたいと思います。 佐藤会長、よろしく願いいたします。</p>
議長（佐藤会長）	<p>それでは、さきほどの現地視察を踏まえ、自然環境保全地区の候補地について、何かご意見等はございますか？</p>
吉岡委員	<p>事務局の方にお尋ねしたいのですが、屋敷林の中にはシノダケがかなり繁殖しているようです。このシノダケを伐採する際に条例7条に該当するのか。それとも規則5条の許可無く伐採できるのか。どちらに該当するものと考えていますか。</p>
事務局（板橋係長）	<p>指定した屋敷林の竹は、他の樹木や植物の成長などをさまたげてしまう可能性が高いため、管理上伐採する必要があると思います。そのため、許可等は必要ないと考えておりますが、所有者と相談しまして、進めていきたいと思えます。</p>
議長（佐藤会長）	<p>竹の問題はどこにでもありそうですが、前例は無いのですか。</p>
事務局（板橋係長）	<p>事務局といたしましては、竹は強く本数も多いので、他の植物が育たなくなり、生物多様性の確保が難しくなるため、許可申請は要らないと考えています。</p>
吉岡委員	<p>シノダケは5、6年放置していると、あっという間に増えてしまうので、適時伐採しないと屋敷林を侵食してしまうので、そう思いました。</p>
角内委員	<p>指定した後、規則に反していることが分かるために、パトロール等の定期的なチェック体制はどのようにするのですか。</p>
事務局（板橋係長）	<p>指定後の管理には、いくつか制限はあります。伐採については届出が必要になるため、所有者と連絡を取っていききたいと思います。また、市でパトロールを実施し、現状の確認を行っていききたいと思います。</p>
角内委員	<p>今まで指定された地区もパトロールを行っているのですか。</p>

事務局（板橋係長）	パトロールは行っておりますが、市には指導権限が無く、管理をしていただくのは土地所有者なので、土地の適正管理という範囲の中でやっていただいています。市としても保全地区として指定しているので適正管理がされていない場合には、お願いという形で働きかけを行っていきたいと思います。
角内委員	調査をした委託業者など専門の方がパトロールや現地調査を定期的に行って、アドバイスを土地所有者にできれば今より豊かになると思うので、そういうのがあったらいいです。
高橋委員	角内さんが言われたことにまったく同感です。実は私は文化財保護調査員をやっていて、文化財に指定された木や神社の林を年に1回調査して、枯れ木が多い、病気が出ているなどを調査しています。私は専門家ではないですが、市の職員ではなく専門家に見てもらうことができたらいいかもしれません。
議長（佐藤会長）	継続していかなきゃいけないことなので、継続していく仕組みとして、市の職員よりも詳しい専門家の方に見ていただくのがいいですね。
加藤委員	竹類については上部だけ伐採しただけではだめで、根っこそのものを伐採しないとイケないくらい強いものですので、きちんと管理するためにはそこまでやらないとイケないと思います。細かい話になると隣の家まで侵食したりするので、お金はかかるでしょうが、専門家の方に指導していただけて欲しいです。長い間保全していくために、所有者や市職員だけでは厳しいと思いますし、住んでいない土地だと余計管理は難しいと思います。
議長（佐藤会長）	確かにそうですね。竹は根っこが強く指定するのは簡単ではあるけど具体的な管理となると難しい面が多くあります。指定後に看板等は付けるのですか。
事務局（板橋係長）	看板の設置につきましては、所有者に許可を得ておりますので、他の保全地区と同様に看板を設置する予定です。
藤浪委員	吉羽天神の看板が小さくて目立たないですね。
事務局（板橋係長）	吉羽天神の看板については、看板の部分は発注して土台については手作りしたようなものです。
藤浪委員	ちょっと目立たないです。先ほどの話にあったように竹等は非常に厄介で一度伐採してもまた生えてくるので、根っこそぎやらないと意味が無いです。そのため行政として考えていただきたいです。
議長（佐藤会長）	あと看板についてですが、携帯電話がかなり普及している時代なので、QRコードなどをつけて、看板だけでは無くさまざまな情報がでてくるような工夫が必要だと思います。

事務局（板橋係長）	予算等の関係をございますことから検討させていただきたいと思 います。
議長（佐藤会長）	ぜひお願いします。それから地元に詳しい方がいたり、本多静六 の森とうまくつながりをつくって、久喜市がすばらしい街だとい うことをアピールしてほしいです。
角内委員	指定していることを久喜市の人がどれくらい知っているのかなと 思います。そのため、市主催の環境学習会などで保全地区を活用す れば広く周知できますし、所有者の意識の向上にもつながることだ と思いますので、せっかく指定するのであれば周知や活用をお願い します。
事務局（板橋係長）	周知につきましては、指定する時に広報に掲載する予定です。ま た環境学習に活用できないかについては検討させていただきます。
事務局（小林係長）	環境学習では、今年度の樹木観察会で保全地区の一箇所を回りま したので、来年度以降も委託先の生態系保護協会と検討してい きます。
議長（佐藤会長）	ぜひ教育にも活かしていただきたいです。またPRの方もよろし くお願いします。
高田委員	私有地だから一般の人は立ち入りできないのですか。
事務局（板橋係長）	私有地のため基本的には、無断で立ち入ることはできません。し かし、環境課にご一報いただければ、所有者の方と連絡を取って調 整するような形になると思います。ただ急な立ち入りについては、 所有者の方と連絡がつかない可能性が高いのである程度前に連絡を いただければと思います。
高田委員	他の保全地区も同じようなやり方ですか。
事務局（板橋係長）	一箇所だけ非公開の場所については違います。また所有者の方が 住んでいるところもございますので、勝手に見に行ってはプライバ シーの侵害等につながるので、環境課に一報いただいたあとの調整 になると思います。
議長（佐藤会長）	それでは、久喜市環境審議会といたしましては、諮問に対し、 「本日視察した候補地を自然環境保全地区に指定することを認め る」と答申するというところでよろしいでしょうか？ (異議なし)
議長（佐藤会長）	それでは、そういうことで答申とさせていただきますのでよろし くお願いします。
司会（小森谷課長）	それでは、事務局が答申書を作成する間、暫時休憩とさせていた だきます。

<p>司会（小森谷課長）</p>	<p>（答申書作成）</p> <p>それでは、答申書の準備が出来ました。事務局で答申書を朗読させていただきます。</p>
<p>司会（小森谷課長）</p>	<p>（答申書朗読）</p> <p>ただいま、事務局が朗読した答申書を、佐藤会長から久喜市環境審議会の意見として答申いただくということによろしいでしょうか。</p>
<p>司会（小森谷課長）</p>	<p>（異議なし）</p> <p>それでは、16時30分まで休憩とさせていただきます。</p> <p>5 答 申</p> <p>（市長入室）</p>
<p>司会（小森谷課長）</p>	<p>それでは、定刻になりましたので、次第の5答申に入らせていただきます。</p> <p>平成30年12月11日に、久喜市環境審議会へ諮問いたしました自然環境保全地区の指定につきまして、同審議会の意見として、答申書を同審議会佐藤茂夫会長にご持参いただいております。</p> <p>答申書につきましては、審議会において2回会議を開催いたしまして、委員の皆様活発な議論のもと、そのご意見などを集約したものでございます。</p> <p>それでは、答申書につきまして、佐藤会長から梅田市長へお渡しいただきたいと存じます。</p> <p>佐藤会長、よろしく願いいたします。</p> <p>（佐藤会長が答申書を読上げ、市長に答申書を手渡す）</p> <p>6 市長あいさつ</p>
<p>司会（小森谷課長）</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、梅田市長からお礼のあいさつを申し上げます。</p>
<p>梅田市長</p>	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>市長の梅田修一でございます。本日は、自然環境保全地区の指定について、現地視察並びにご審議いただき、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、佐藤会長から「自然環境保全地区の指定」についての答申書をいただきました。</p> <p>担当職員からは、佐藤会長をはじめ、委員の皆様が熱心に意見交換をなされ、ご審議いただいたと伺っております。</p> <p>平成30年12月から2回の審議会において、精力的にご審議を</p>

<p>司会（小森谷 課長）</p>	<p>尽くされた結果として、本日、答申書をいただいたところでございまして、心から厚くお礼申し上げます。</p> <p>答申書につきましては、十分尊重し、これからの環境行政に反映させて参りたいと存じます。</p> <p>簡単ではございますが、私のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>ありがとうございました。委員の皆様におかれましては、長時間に渡り、ご審議いただきまして誠にありがとうございます。以上をもちまして、平成30年度第2回久喜市環境審議会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。</p>
<p>会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。</p> <p>平成31年 2月 15日</p> <p>久喜市環境審議会 会 長 佐 藤 茂 夫</p>	